

サテライトオフィスの設置について

2021年9月1日改正 総務局総務部総務課 行政改革推進グループ



設置の目的

職員の多様で柔軟な働き方を支援し、勤務時間の有効活用及びワーク・ライフ・バランス推進のため、ポータルサイト等の利用が可能なパソコンを備えたサテライトオフィスを、本庁舎、自治研修所、東京事務所、海部総合庁舎、知多総合庁舎、西三河総合庁舎、豊田加茂総合庁舎、東三河総合庁舎、新城設楽総合庁舎に設置する。

サテライト勤務

下記の4つの事由でサテライト勤務ができます。(事由により、利用できるサテライトオフィスが異なります。)

① 出張用務の前後で利用する場合

出張先で用務前後の空き時間に利用できます。

② 勤務地までの移動時間を短縮する場合

最寄りのサテライトオフィスで勤務することで、勤務地までの移動時間(通勤時間に相当する時間)を短縮するために利用できます。

③ 子供を連れて勤務する場合

他に面倒を見る者がいない小学校6年生までの子供を連れて勤務することができます。

④ 自宅で在宅勤務が困難な場合

自宅で在宅勤務が困難な場合の代替方法として利用できます。

※上記に該当しても、公務の運営に支障が生じると考えられる場合には利用できません。

サテライトオフィスの設置庁舎（利用事由）

サテライトオフィスの設置庁舎により、利用できる事由が異なります。

設置庁舎	席数	利用事由
本庁舎	2席	①出張用務の前後で利用する場合 ②勤務地までの移動時間を短縮する場合 ④自宅で在宅勤務が困難な場合
自治研修所	2席	①出張用務の前後で利用する場合
東京事務所	1席	
西三河総合庁舎	2席	①出張用務の前後で利用する場合 ②勤務地までの移動時間を短縮する場合
東三河総合庁舎	2席	③子供を連れて勤務する場合 ④自宅で在宅勤務が困難な場合
海部総合庁舎	1席	①出張用務の前後で利用する場合 ②勤務地までの移動時間を短縮する場合 ④自宅で在宅勤務が困難な場合
知多総合庁舎	1席	
豊田加茂総合庁舎	1席	
新城設楽総合庁舎	1席	

※本庁舎、東京事務所のサテライトオフィスは、プリンターが使用できます。

※西三河総合庁舎、東三河県庁のサテライトオフィスには、ベビーサークルが設置してあります。